

Ⅱ 宮崎県の環境の現況と対策

第1部 地球環境の現況と対策

第1章 地球温暖化	58
-----------	----

II 宮崎県の環境の現況と対策

平成 27（2015）年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、SDGs として 2030 年までに達成すべき 17 のゴール及び 169 のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

令和 3（2021）年 3 月に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」においても、SDGs の視点を持ちながら施策を進めていくこととしているため、「II 宮崎県の環境の現況と対策」では、部ごとに SDGs の 17 のゴールのうち該当するものを表示しています。



第 1 部 地球環境の現況と対策



第 1 章 地球温暖化

第 1 節 温室効果ガス排出の現況

本県においては、令和 3 年に「第四次宮崎県環境基本計画」を策定し、県民一人ひとりによる温室効果ガス削減のための実践活動や、本県の特性を生かした太陽光エネルギー、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの導入促進、健全で多様な森林づくりや県民参加の森林づくりなどを総合的に推進することにより、温室効果ガスの排出量の抑制や吸収源対策に取り組んできました。

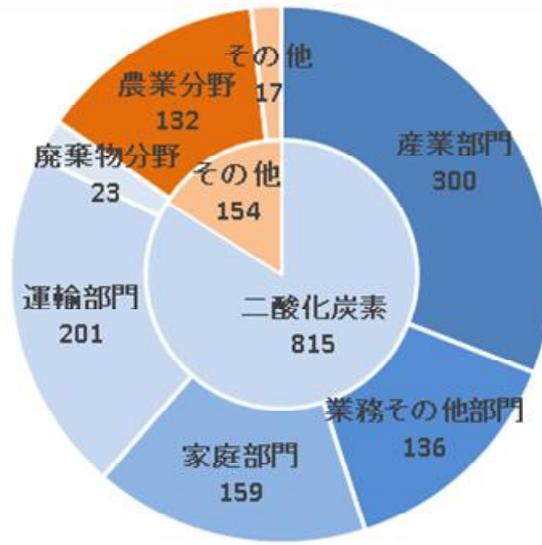
令和 5 年には「第四次宮崎県環境基本計画」の一部を改定し、2050 年ゼロカーボン社会づくりに向けて、温室効果ガスの削減目標の見直し等を行いました。

第四次宮崎県環境基本計画（一部改定）の中の削減目標

温室効果ガス全体 注 1)	令和 12 年度に平成 25 年度比で 50.0%削減
---------------	-----------------------------

注 1) 二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、代替フロン等 4 ガス

宮崎県の温室効果ガスの排出状況（令和4年度：969万 t-CO₂）



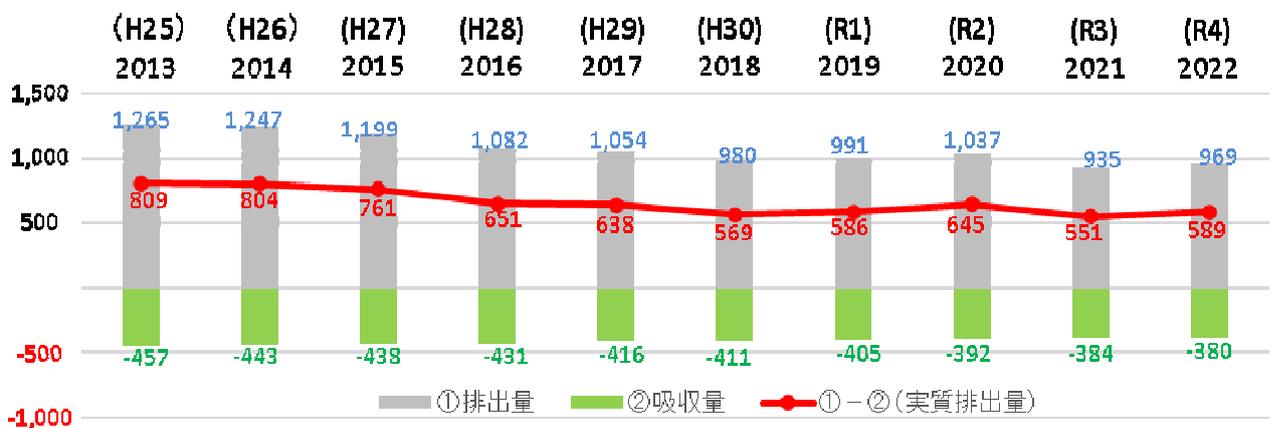
単位：万 t-CO₂

令和4年度の温室効果ガス総排出量は969万t、森林吸収量は380万tで、「総排出量」から「吸収量」を引いた実質の排出量は589万tとなり、基準年の平成25年度（809万t）に比べて27.2%減少しています。

部門別排出量については、産業部門が31.0%、家庭部門が16.4%、業務部門が14.0%、運輸部門が20.8%となっています。

※ 環境省が令和7年6月に公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、排出量の推計方法を見直したため、過去に白書で公表した数値とは一致しません。

宮崎県の温室効果ガス排出量の推移（単位：万 t-CO₂）



第2節 排出量削減の取組

1 地球温暖化防止活動推進員の委嘱

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化の現状及び温暖化対策に関する知識の普及並びに温暖化対策の推進を図るために、平成11年に「地球温暖化防止活動推進員設置要綱」を制定し、令和6年度は各市町村に合計47名の推進員を委嘱しています。

なお、委嘱の状況については、次の表のとおりです。

地球温暖化防止活動推進員の委嘱（令和7年3月末現在）

委嘱人数	47人
活動内容	自らの温暖化防止のための実践活動を行い、半年ごとに活動報告書を提出するとともに、地域住民への温暖化に関する情報の提供・助言等を実施
研修	推進員に対する研修を4回実施

2 宮崎県地球温暖化防止活動推進センターの指定等

宮崎県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点として、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間、公益財団法人宮崎県環境科学協会を宮崎県地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、同センターが行う事業に対し支援を行っています。

令和6年度は同センターにおいて宮崎県地球温暖化防止活動推進員を対象とした研修会を実施したほか、主催イベント等において省エネ・省資源の重要性をPRするなど、広く県民に地球温暖化防止に関する普及啓発を図りました。

3 九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」の配信

省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民（エコファミリー）を支援する九州7県公式の環境アプリ「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」を、令和3年4月から配信しました。

アプリには、環境にやさしい活動に取り組むとポイントがたまり、ためたポイントで抽選に参加できる機能や電気使用量等が記録できる機能があり、本県のダウンロード数は1,806件（R7.10.9時点）となっております。

4 事業者向け「省エネセミナー」の開催

事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するため、事業者を対象にした省エネセミナーを3回、現地施設見学会1回を開催しました。

省エネセミナーでは、省エネ対策の専門講師等による講座、先進事業者による事例発表を実施しました。

令和6年度の参加数は延べ107人でした。

5 宮崎県温室効果ガス排出抑制事業者表彰の開催

県内の事業活動における温室効果ガスの排出抑制に関し、他の事業者の模範となる特に優れた取組をした事業者を表彰することによって、地球温暖化防止に関する事業者の意欲を高めるとともに、県民の関心と理解を深め、地球温暖化防止活動をより一層推進することを目的に実施しています。

令和6年度の被表彰事業者

事業所名	主な取組内容
旭化成ネットワークス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンターにおけるキャッピング ・空調稼働台数および設定温度の最適化 ・温湿度管理のシステム化、空調室外機の自動散水 ・複数台あるパッケージ空調のローテーション稼働 ・ハウジングサービスからクラウドサービスへの転換 ・高効率照明（一部人感センサーあり）の導入 ・全窓ガラスに反射断熱フィルム設置

6 宮崎県地球温暖化対策実行計画

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、「地方公共団体は、自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定すること」とされました。これを受けて、本県では、平成12年10月に「宮崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、平成18年3月、平成23年4月、平成28年3月、令和3年3月にそれぞれ内容を見直しました。

さらに、令和6年3月には、取組内容を見直したうえで計画を改定し、令和7年度までに平成25年度比で、温室効果ガスの排出量を42.9%削減するという目標を定め、全庁を挙げて省エネ、省資源の取組を進めています。

県庁の温室効果ガス排出量の推移

年度	平25（基準）	平29	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7(目標)
排出量(t-CO2)	77,640	52,515	50,873	48,818	52,009	44,793	51,398	49,771	44,332
平成25年度（基準）比	—	-32.4%	-34.5%	-37.1%	-33.0%	-42.3%	-33.8%	-35.9%	-42.9%
前年度との比較	—	—	—	-4.0%	6.5%	-13.9%	14.7%	-3.2%	—

※指定管理施設における排出量を加えたことにより、過去に公表した数値とは異なります。

7 再生可能エネルギー等の利用促進

本県においては、令和5年3月に一部改定した「第四次宮崎県環境基本計画」において、「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクトの施策展開のひとつとして「再生可能エネルギーの導入拡大」を位置づけ、本県が有するポテンシャルを最大限に活用した再生可能エネルギー等の利用をより一層促進することとしています。

令和6年度は、県民向けの普及啓発イベントや、設備導入支援として補助事業を実施しました。

8 適応策の推進

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は気候変動対策の車の両輪であることから、適応策を法的に位置づけ、関係者が一丸となって強力に推進するため、平成30年12月1日に「気候変動適応法」が施行されました。これを受けて、本県では、「第四次宮崎県環境基本計画」の一部を同法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけるとともに、令和元年6月に「宮崎県気候変動適応センター」を環境森林課内に設置し、適応策を推進しています。

第3節 フロン類対策の推進

1 フロン排出抑制法について

オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。略称「フロン排出抑制法」）」により、フロン類が使用されている業務用エアコン及び業務用冷凍・冷蔵機器（第一種特定製品）が規制対象となっています。

第一種特定製品の管理者（所有者など）に対しては、使用時の定期的な点検の実施、点検や整備の履歴を記録・保存することなどが義務付けられています。

また、第一種特定製品のフロン類を充填又は回収する場合、第一種フロン類充填回収業者として都道府県知事の登録を受ける必要があり、第一種フロン類充填回収業者には、充填・回収に関する基準の遵守や、充填・回収証明書の交付などが義務付けられています。

なお、家庭用エアコン・冷蔵庫は「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。略称「家電リサイクル法」）」、カーエアコンは「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。略称「自動車リサイクル法」）」により、フロン類の回収が義務付けられています。

2 フロン類の回収状況

令和6年度末現在の県内での第一種フロン類充填回収業者の登録件数は579件でした。また、令和6年度に県内でフロン類が充填された第一種特定製品の合計は4,734台、充填量は39,114kg、フロン類を回収した第一種特定製品数の合計は9,702台、回収量は43,661kgでした。

第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品へのフロン類の充填量

		設置時			設置以外			合計
		CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	
令和4年度	充填台数(台)	2	37	1,209	2	529	3,071	4,850
	充填量(kg)	1	254	9,700	20	9,806	19,567	39,347
令和5年度	充填台数(台)	5	14	1,094	1	542	3,110	4,766
	充填量(kg)	13	72	8,809	4	7,135	19,456	35,489
令和6年度	充填台数(台)	1	22	1,108	3	430	3,170	4,734
	充填量(kg)	2	258	11,748	17	5,513	21,576	39,114

第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品からのフロン類の回収量

		整備時			廃棄等			合計
		CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	
令和4年度	回収台数(台)	71	209	1,849	285	2,515	5,504	10,433
	回収量(kg)	75	4,438	7,775	244	13,280	18,169	43,982
令和5年度	回収台数(台)	10	174	1,683	313	2,401	5,293	9,874
	回収量(kg)	41	2,178	7,062	579	12,658	15,409	37,926
令和6年度	回収台数(台)	13	140	1,900	170	2,600	4,879	9,702
	回収量(kg)	96	499	8,596	213	8,306	25,951	43,661

※ 表中各欄の数値は四捨五入等の端数処理を行っているため、合計が一致していない場合があります。
 ※ CFC：クロロフルオロカーボン HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン
 HFC：ハイドロフルオロカーボン

